

新潟市の防災に関する取組みについて

1. 新潟市地域防災計画

- ・市民の生命・身体・財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とした総合的な計画。
- ・「新潟市防災会議」（毎年開催）において、計画の見直し等を議論している。
- ・計画では、防災の基本方針などを定めるほか、災害予防、災害応急対策、災害復旧など場面に応じた基本的な措置等を明記している。

第2部【災害予防計画】16節に「要配慮者安全確保計画」を位置づけ

2. 避難行動要支援者に対する対策

【避難行動要支援者の定義】

生活の基盤が自宅で以下に該当する者

- ① 高齢者（75歳以上の者だけで構成される世帯に属する者）
- ② 要介護者（要介護度3以上の者）
- ③ 障がい者（身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの所持者）
- ④ 自ら避難することが困難な者で、避難の支援を希望する者

【避難行動要支援者名簿の作成】

●全体名簿

避難行動要支援者全員が掲載された名簿。災害発生時に避難支援関係者その他の者へ迅速に提供し、避難支援等に役立てる。

●同意者名簿

個人情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿。平常時から避難支援体制の整備を図るため自治会・自主防災組織や民生委員など地域の避難支援等関係者に提供する。

【個別避難計画の作成】

- ・自治会・自主防災組織、民生委員等と協力・連携して作成。
- ・居住地におけるハザードの状況から個別避難計画作成の優先度が高いと判断される要支援者については福祉専門職等と連携して作成を推進。

（令和4年度末時点の個別避難計画の策定率は市全体で68.8%）

【福祉避難所】

- ・災害時に一般の避難所での避難生活が困難な場合に開設される二次的避難所。
- ・一般の避難所において、本人や家族、職員等からの申し出により、保健師が状況を確認の上、開設が必要な場合に各福祉避難所に開設要請を行う。
- ・障がい・高齢・こどもの各分野で民間の社会福祉施設などと協定を締結。現在は直接避難が可能な東西の市立特別支援学校を加えて、83箇所、約780人の受入体制を確保している。